

事 務 連 絡

令和7年7月1日

各都道府県防災担当主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」における
災害救助費の取扱いについて

先般、「災害時の福祉支援体制の整備について」の一部改正について（令和7年6月24日社援発0624第5号厚生労働省社会・援護局長通知）において、同通知の別添「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の一部が改正されたところです。

当ガイドラインにおいては、災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣等にかかる詳細を規定しており、これまでチームの派遣先としていた一般避難所について、新たに社会福祉施設等についても派遣先が追加されたところですが、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく経費としては、避難所（福祉避難所を含む）ではない社会福祉施設に対して行った派遣にかかる人件費等については対象とはなりませんので、ご注意ください。（被災地までの旅費については、引き続き対象となります。）詳細については、災害救助事務取扱要領（令和7年7月）をご参照ください。

各都道府県におかれましては、民生担当主管部局及び貴管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。